

報告第 2 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和 6 年 3 月 4 日付けで専決処分したので報告する。

令和 6 年 3 月 22 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

市公用車による衝突事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和 5 年 12 月 27 日に発生した市公用車による衝突事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月4日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、市公用車による事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

468,000円

2 事故の概要

令和5年12月27日、介護保険課職員が公用車を運転中、点滅信号機が設置された交差点を直進したところ、右から直進してきた相手の車と衝突事故が発生し、車両を損傷する事故が発生した。

協議の結果、損害賠償額を支払うことで相手方と合意した。

3 損害賠償の支払いについて

本市が加入する自動車保険から相手方に全額支払う。